

一般社団法人内科系学会社会保険連合
定 款

平成28年6月28日作成

一般社団法人内科系学会社会保険連合 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人内科系学会社会保険連合と称し、略称は内保連とする。英文では、Social Insurance Union of Societies Related to Internal Medicine と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区本郷三丁目28番8号一般社団法人日本内科学会内に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、加盟する内科系学会等から提示される学術的根拠に基づき、わが国の社会保険医療の在り方を提言し、その診療報酬の適正化を促進することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 診療報酬改定に向けた改定提案書の作成及び提出に関する事業
- (2) 内科系医療技術評価、医師の技術評価等に関する研究、調査及び提言
- (3) 診療報酬の体系化における学術的根拠となる研究の推進事業
- (4) 情報誌の発行及びシンポジウム等の開催
- (5) 関連団体との協力連携に関する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員及び社員

(会 員)

第5条 この法人の会員は、この法人の目的に賛同し、次条により入会した学会をもって構成する。会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第6条 この法人に入会しようとする学会は、書面により理事長に申込をしなければならない。

- 2 理事長は、前項の申込があったときは、理事会及び運営委員会において出席者の過半数の議決を経て社員総会に諮り、入会を認めるか否かを決する。なお、社員総会においては、出席した会員の議決権の3分の2以上の賛同を得なければならない。
- 3 理事長は、入会の可否の決定について、これを当該申込者に通知するものとする。

(会 費)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、社員総会において別に定める額の年会費を支払う義務を負う。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 会員たる学会が解散したとき
- (3) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
- (4) 除名されたとき

(退 会)

第9条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の入会の承認及び除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任及び報酬
- (3) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
- (4) 会費の金額
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (8) 理事会において社員総会に付議した事項
- (9) その他、運営に関する重要事項
- (10) その他、社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 定時社員総会は理事会の決議に基づき理事長が招集し、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき

(2) 総会員の議決権の5分の1以上を有する会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき

(招 集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、議案等を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

第15条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決 議)

第17条 社員総会の決議は、法令及びこの定款に特に規定するものを除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

(出席できない会員の議決権行使)

第18条 社員総会に出席できない会員は、予め通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の規定により議決権を行使した会員は出席者とみなす。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより次の事項等を記載した議事録を作成し、議長及び議事録署名人2名が記名押印しなければならない。ただし、議事録署名人は、議長が出席役員の中から指名するものとする。

- (1) 日時及び場所
- (2) 現在の会員数及び出席した会員の数
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の指名に関する事項

第4章 役員

(役員 の 設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の理事のうち若干名を副理事長とする。ただし、理事長のみをもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長は、一般法人法上の業務執行理事とする。

(役員 の 選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事 の 職務 及び 権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、

その業務を執行する。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び副理事長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(名誉会長及び顧問)

第26条 この法人に、名誉会長及び顧問若干名を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、理事長又は副理事長を辞した者の中から、理事長が委嘱する。

3 名誉会長及び顧問は、理事長の諮問に応え、社員総会及び理事会等の会議において意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の開催日時及び場所並びに議案の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長及び副理事長の選定及び解職
- (6) 委員会の設置と解散、委員長の推薦
- (7) 会員の入会の可否の決定

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集し、議長となる。

2 理事長に事故若しくは支障があるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副理事長がこれに代わるものとする。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第31条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁

的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第6章 委員会

(運営委員会)

第33条 この法人の運営に関する諮問機関として、理事、監事、委員会の委員長、名誉会長及び顧問で構成する運営委員会を設置する。

(委員会)

第34条 この法人の事業を推進するために必要な下記の委員会を設置する。

【診療領域別委員会】

- (1) 検査関連委員会
- (2) 放射線関連委員会
- (3) リハビリテーション関連委員会
- (4) 消化器関連委員会
- (5) 循環器関連委員会
- (6) 内分泌・代謝関連委員会
- (7) 糖尿病関連委員会
- (8) 腎・血液浄化療法関連委員会
- (9) 血液関連委員会
- (10) 呼吸器関連委員会
- (11) 神経関連委員会
- (12) 膠原病・リウマチ性疾患関連委員会
- (13) 感染症関連委員会

- (14) 悪性腫瘍関連委員会
- (15) 精神科関連委員会
- (16) 心身医学関連委員会
- (17) 小児関連委員会
- (18) 女性診療科関連委員会
- (19) 内科系診療所委員会
- (20) 在宅医療関連委員会
- (21) 栄養関連委員会
- (22) 病理関連委員会
- (23) アレルギー関連委員会
- (24) その他理事会が必要と認めて設置する委員会
 - 2 委員会の設置及び解散は理事会が決定する。
 - 3 各委員会の委員は、会員により構成される。
 - 4 各委員会に委員長1名を置き、理事会の推薦に基づき、理事長が委嘱する。副委員長は委員長の指名により選任される。
 - 5 その他、委員会の組織、運営に関し必要な事項は、別に定める委員会規則による。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号、第6号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

(剰余金の不分配)

第38条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、社員総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の決議によって変更することができる。

(解 散)

第40条 この法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の決議によって解散することができる。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公

共同体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 書類の備え置き及び閲覧

(書類の備え置き)

第43条 主たる事務所には、次の書類を備え置き、閲覧に供するものとする。

- (1) 定款，諸規則
- (2) 会員名簿
- (3) 理事，監事，名誉会長及び顧問，委員会，委員長の名簿
- (4) 社員総会及び理事会の議事録
- (5) 財産目録
- (6) 事業計画書及び収支予算書
- (7) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
- (8) 監査報告
- (9) その他法令で定める帳簿

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第12章 補 則

(委 任)

第45条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第13章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第46条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

千葉県野田市山崎1570番地の12

工藤 翔二

東京都武蔵野市吉祥寺北町一丁目26番5号

小林 弘祐

(設立時の役員)

第47条 この法人の設立時役員は、次のとおりとする。

理事長（設立時代表理事）及び設立時理事

千葉県野田市山崎1570番地の12

工藤 翔二

副理事長（業務執行理事）及び設立時理事

小林 弘祐

設立時理事 渥美 義仁

設立時理事 伊東 春樹

設立時理事 上村 直実
設立時理事 清水 達夫
設立時理事 高橋 和久
設立時理事 蝶名林 直彦
設立時理事 宮澤 幸久
設立時理事 横谷 進
設立時監事 横手 幸太郎
設立時監事 土器屋 卓志

(最初の事業年度)

第48条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成29年3月31日までとする。

(任意団体から一般社団法人への移行)

第49条 任意団体としての内科系学会社会保険連合の加盟学会として登録されている学会は、この法人の設立の効力発生をもって、第5条の定めに基づくこの法人の会員とみなす。

2 その他一般社団法人への移行に際し必要な事項は、別に定める。

以上、一般社団法人内科系学会社会保険連合を設立のため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士肘井佐和子は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成28年6月28日

設立時社員 工藤 翔二

設立時社員 小林 弘祐

上記設立時社員の定款作成代理人

東京都目黒区祐天寺二丁目3番15号

司法書士 肘井 佐和子